



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県財務規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・ 畜舎建築利用計画の認定	畜 産 課
・ 保安林の指定（2件）	林 政 課
○長崎県土木部関係補助金等交付要綱の一部改正	監 理 課
・ 一般競争入札の参加者の資格等	警察本部会計課
◎ 公 告	
・ 長崎県准看護師試験の実施	医療人材対策室
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）	漁 業 振 興 課
・ 都市計画の図書の縦覧	都 市 政 策 課
・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂 防 課
・ 一般競争入札の実施	警察本部会計課
◎ 長崎県南部海区漁業調整委員会指示	
・ 動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限	長崎県南部海区漁業調整委員会

## 規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和4年9月20日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第24号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(繰替払) 第63条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることのできる経費は、次の各号に掲げる経費とし、その支払について繰り替えて使用することができる収入金は、それぞれ当該各号に定める収入金とする。 (1) 生産物及び動物の類の売払委託手数料 当該委託により収入した収入金 (2) 漁獲物の水揚げに要する市場手数料 当該漁獲物の水揚収入金	(繰替払) 第63条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることのできる経費は、次の各号に掲げる経費とし、その支払について繰り替えて使用することができる収入金は、それぞれ当該各号に定める収入金とする。 (1) 生産物及び動物の類の売払委託手数料 当該委託により収入した収入金 (2) 漁獲物の水揚げに要する市場手数料 当該漁獲物の水揚収入金

(3) 旅行のあっ旋業者との契約に基づくクーポン券取扱手数料 当該契約により収入した収入金  
(4) 法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が収納する収入金の取扱いに係る手数料 当該収入金

(3) 旅行のあっ旋業者との契約に基づくクーポン券取扱手数料 当該契約により収入した収入金

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 長崎県告示第604号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和4年9月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 認定計画実施者の氏名  
落水 隆正
2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日  
4 畜第258号（認定番号第1号）  
令和4年8月5日
3. 認定に係る畜舎等の工事施工地  
長崎県雲仙市国見町神代甲1113番1他5筆
4. 認定に係る畜舎等の種類  
飼養施設（鶏舎）  
堆肥舎

## 長崎県告示第605号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年9月20日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所  
佐世保市鹿町町下歌ヶ浦942の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び佐世保市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## 長崎県告示第606号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年9月20日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所

松浦市鷹島町黒島免字泊り200の1（次の図に示す部分に限る。）、196、198、199の2、200の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び松浦市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第607号

長崎県土木部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第304号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年9月20日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 港湾課関係						別表（第2条関係） 港湾課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略						1～4 略					
5	神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金	土壌汚染の除去等の対策の推進及び神ノ島工業団地の売却促進を図る。	汚染除去等の土壌汚染対策の措置に係る経費	別に定める基準により算定する額	神ノ島工業団地の分譲地を購入した者						

長崎県告示第608号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年9月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

長崎県警察本部通信指令システムの賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者

- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和4年10月25日までとする。
- (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
- ア 登記簿謄本
- イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 【注】上記「ウ」「エ」について  
新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。  
○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。  
○国税：「徴収猶予許可通知書」
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095-895-2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4

条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 公 告

### 長崎県准看護師試験の実施(公告)

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により令和4年度長崎県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和4年9月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験日時

令和5年2月14日(火)午後1時30分から4時まで

2 試験場所

(1) ながさき看護センター (諫早市永昌町23番6号)

(2) 長崎県立五島高等学校 (五島市池田町1番1号)

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(令和5年3月までに修業する見込みの者を含む。)

(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者



(令和5年3月までに卒業する見込みの者を含む。)

- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和5年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和5年3月までに修業する見込みの者を含む。)
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和5年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、長崎県知事が適当と認めたもの

## 5 試験方法

四肢択一式による筆記試験

## 6 受験手続

### (1) 受験願書の請求

#### ア 請求先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号  
長崎県福祉保健部医療人材対策室看護師確保推進班

#### イ 請求方法

直接来庁し請求する場合は、開庁日の午前9時から午後5時まで  
郵送で請求の場合は、封書の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書し、返信用封筒を同封すること。返信用封筒は角形2号(縦33.2cm×横24.0cm)とし、住所及び氏名を明記の上、120円切手を貼付すること。

### (2) 受験願書の提出

#### ア 提出先

受験願書請求先と同一

#### イ 郵送の場合は「准看護師試験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便で送ること。

なお、郵送、持参に関わらず「簡易書留」と記載した返信用封筒を提出すること。返信用封筒は長形3号(縦23.5cm×横12.0cm)とし、住所及び氏名を明記の上、404円切手を貼付すること。

### (3) 願書受付期間

令和5年1月4日(水)から1月11日(水)までとする。

郵送の場合は1月11日(水)の消印まで有効とする。

### (4) 提出書類

#### ア 受験願書

受験願書の「受験資格証明書」欄に、学校養成所長の証明を受けること。

写真(出願前6か月以内に脱帽正面上半身を撮影した縦6cm×横4cmのものを受験願書に貼付すること。)

受験願書入力用紙

#### イ 受験手数料

6,900円(受験願書に長崎県収入証紙を貼付し、消印しないこと。)

県外の受験者で長崎県収入証紙が入手困難な場合は、郵便局が発行する定額小為替証書を同封すること。

受験願書受理後の受験手数料は返還しない。

### (5) 受験票の交付

受験票は令和5年2月1日(水)までに郵送により交付する。

なお、同日までに届かないときは、下記の「10 問い合わせ先」まで問い合わせること。

## 7 合格発表

令和5年3月13日（月）午前10時 長崎県庁行政棟1階エントランスホールに掲示し、長崎県ホームページにも掲載する。合格者には、合格証書を交付する。なお、電話による問い合わせには応じない。

## 8 試験結果の開示

この試験の結果は、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第24条第1項の規定に基づき、以下の要領で、口頭で開示を請求することができる。

### (1) 開示の対象とする内容

総得点及び科目別得点

### (2) 開示できる者

受験生本人に限る。

### (3) 開示期間

合格発表の日から1か月間の午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

### (4) 開示請求方法

開示希望者は、下記のいずれかの書類を長崎県医療人材対策室へ持参すること。

なお、キによる場合は、事前に長崎県医療人材対策室あて問い合わせること。

ア 運転免許証

イ 日本国旅券

ウ 学生証又は社員証

エ 各種健康保険の被保険者証

オ 各種年金手帳

カ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書又は資格証明書等

キ アからカまでに掲げる書類を所有しない場合に、本人であることを証明するに足ると長崎県医療人材対策室長が認める書類

## 9 その他

(1) 受験願書の提出の際、修業見込証明又は卒業見込証明で受験した者については、令和5年3月7日（火）午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること（必着）。

(2) 上記(1)の提出期限までに修業証明書又は卒業証明書を提出できない者は、学校養成所長による卒業予定日を明示した遅延を証する書類を令和5年3月7日（火）午後5時までに提出すること（必着）。

その者における修業証明書又は卒業証明書の提出期限は、令和5年3月10日（金）正午までとする（必着）。

(3) 上記(1)及び(2)の書類提出先は、受験願書提出先と同一とする。また、上記(1)及び(2)に該当する者については、それぞれの提出期限までに修業証明書又は卒業証明書の提出がない場合は、当該受験は無効とする。

(4) 災害等によって試験の時間等に変更が生じた場合は、長崎県公報及び長崎県庁ホームページに掲載する。

## 10 問い合わせ先

長崎県福祉保健部医療人材対策室看護師確保推進班

電話 095-895-2423

### 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年9月20日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 届出事項

### (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県平戸市鏡川町1740番地2

谷田 和一

長崎県平戸市大久保町288番地6

山下 勝

### (2) 加入区

薄香加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
平戸市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所  
長崎県平戸市宮の町655番地13  
平戸市漁業協同組合

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年9月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県五島市玉之浦町玉之浦734番地7、734番地8  
柿森 強  
長崎県五島市玉之浦町玉之浦389番地  
上田 英世
- (2) 加入区  
玉之浦町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
五島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所  
長崎県五島市福江町1190番地9  
五島漁業協同組合

**都市計画の図書の縦覧（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年9月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画下水道（諫早市公共下水道）（諫早市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

**土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和4年9月20日



長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和4年9月20日から令和4年10月3日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 五島振興局上五島支所建設部建設課河港班、新上五島町役場若松支所
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
  - (1) 南松浦郡新上五島町  
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
  - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。  
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
  - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
  - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき対馬市長に意見聴取を求める際に添付する。
  - (4) 提出先  
〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷578-2  
五島振興局上五島支所建設部建設課河港班

#### 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について総合評価一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年9月20日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量  
長崎県警察本部通信指令システムの賃貸借及び保守  
長崎県警察本部通信指令システム 1式  
※詳細は入札説明書による
  - (2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 借入期間  
令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
  - (4) 設置場所  
長崎県警察本部、県内全警察署及び執行隊
  - (5) 入札の方法等
    - ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「令」という。）第167条の10の2第1項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
    - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
    - エ 入札執行回数は3回を限度とする。
- 2 入札参加資格
  - (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和4年長崎県告示第608号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札日現在で有している者であること。
  - (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
- （名称）長崎県出納局物品管理室
- （電話）095-895-2884
- （提出期限）令和4年10月25日（火）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- （名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）
- （電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- （期 間）この公告の日から令和4年11月9日（水）までの間（県の休日を除く。）
- （場 所）4の部局等とする。
- （その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 8 技術提案書の提出期限及び場所
- （場所）長崎県警察本部地域部通信指令課
- （期限）令和4年11月9日（水）17時まで
- 9 入札の場所及び期日等
- （場所）長崎県警察本部3階入札室
- （期日）令和4年11月24日（木）13時30分開始
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 10 郵送による場合の入札書の受領期限等
- （受領期限）令和4年11月22日（火）17時00分必着
- （提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
- （その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場

合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術点、入札金額に基づく価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

(2) 技術点は、基礎点60点と加算点540点の合計600点とし、基礎点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。

(3) 価格点は、300点とし、入札価格に応じて点数を与える。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合、又は指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

15 落札者決定基準

落札者決定基準については、別に定める。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

## 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:  
Nagasaki Prefectural Police Headquarters Communication Command System 1 formula
- (2) lease period:  
March 1,2024 through February 28,2029
- (3) Installation Location:  
Nagasaki Prefectural Police Headquarters and All Police Stations and Enforcement Units in the Prefecture
- (4) Time-limit for submitting technical proposals:  
5:00 p.m. November 9, 2022
- (5) Time-limit for tender(must arrive by post by this date):  
5:00 p.m. November 22, 2022
- (6) Date and time for the opening of tender:  
1:30 p.m. November 24, 2022
- (7) Point of Contact:  
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan  
Finance Division  
Police Administration Department  
Nagasaki Prefectural Police  
Tel 095-820-0110 ext 2231

## 落札者決定基準

### 1 落札者の決定方法

入札参加者は、技術提案書と入札書をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、技術評価点と価格評価点を合計した値（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

また、総合評価点が最も高い者が複数いる場合は、技術評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、入札に当たり、長崎県警察本部通信指令システム実施設計書の内容を充足することは最低限の要求水準であることから、同要求水準を満たしていない場合、技術提案書は不合格とし、総合評価点は与えないものとする。

また、技術提案書の内容に虚偽が判明した場合についても、技術提案書は不合格とし総合評価点は与えないものとする。

### 2 プレゼンテーションの実施

技術提案の内容を確認するために、入札参加者によるプレゼンテーションを実施する。

### 3 審査体制

入札参加者から提出された技術提案書及びプレゼンテーションの内容については、長崎県警察通信指令システム総合評価審査委員会で審査を行い、その結果を踏まえて、落札者の決定を行う。

### 4 総合評価の方法

(1) 総合評価点は、長崎県警察本部通信指令システム実施設計書の内容を充足することを最低限の要求水準とし、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

総合評価点（900点）＝技術評価点（600点）＋価格評価点（300点）

ア 技術評価点と価格評価点の比率

技術評価点：価格評価点＝2：1

イ 配点

技術評価点 600点

価格評価点 300点

(2) 技術評価点は、基本項目点と重点項目点に区分し、別紙「評価基準表」に基づき評価する。

なお、技術評価点は、基本項目点と重点項目点を合計した値とする。

(3) 基本項目点について、長崎県警察本部通信指令システム実施設計書の内容を充足していた場合は、得点60点を与える。

(4) 重点項目点は、複数名の審査委員が技術提案書の内容を審査し、決定する。

重点項目点は、審査委員の重点項目点合計の平均点を小数点以下第2位で四捨五入して算出する。

(5) 価格評価点は、次の算式により算定する。

価格評価点について、算定結果に端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

価格評価点＝300点×（1－入札価格×1.10／予定価格）



評価基準表

評価項目	No.	評価対象	基本項目点
基本項目	1	長崎県警察本部通信指令システム実施設計書の内容充足	60

評価項目	No.	評価対象	重点項目点
重点項目	1	110番情報管理システム	30
	2	地図情報システム	30
	3	緊急配備指揮システム	20
	4	無線自動車動態管理システム	20
	5	署端末システム	30
	6	大型表示システム	30
	7	高度警察情報通信基盤システム	60
	8	A I（人工知能）の活用、業務の自動化	60
	9	システム共通（職場環境に関する提案も可）	30
	10	大規模災害時の機能・運用	30
	11	現場映像の活用	30
	12	最新機器の導入	30
	13	DV・ストーカー被害者等、犯罪弱者への対応強化	30
	14	システム移行・切替	20
	15	システム保守	50
	16	テスト実施計画、テスト手法	20
	17	マネージメント	20
重点項目点合計			540

技術評価点	600
-------	-----

◎評価対象ごとの配点及び評価事項

○重点項目（No.1～No.2）

機能性	利便性	操作性	拡張性	小計
10	10	5	5	30

評価事項

- 1 機能性…各基本機能システムの機能性は良いか
- 2 利便性…各基本機能システムの利便性は良いか
- 3 操作性…各基本機能システムの操作性は良いか
- 4 拡張性…各基本機能システムの拡張性は良いか

○重点項目（No.3～No.4）

機能性	利便性	操作性	拡張性	拡張性
5	5	5	5	5

評価事項

- 1 機能性…各基本機能システムの機能性は良いか
- 2 利便性…各基本機能システムの利便性は良いか
- 3 操作性…各基本機能システムの操作性は良いか
- 4 拡張性…各基本機能システムの拡張性は良いか

## ○重点項目 (No.5～No.6)

機能性	利便性	操作性	拡張性	小計
10	10	5	5	30

## 評価事項

- 1 機能性…各基本機能システムの機能性は良いか
- 2 利便性…各基本機能システムの利便性は良いか
- 3 操作性…各基本機能システムの操作性は良いか
- 4 拡張性…各基本機能システムの拡張性は良いか

## ○重点項目 (No.7～No.8)

機能性	利便性	操作性	拡張性	小計
20	20	10	10	60

## 評価事項

- 1 機能性…各基本機能システムの機能性は良いか
- 2 利便性…各基本機能システムの利便性は良いか
- 3 操作性…各基本機能システムの操作性は良いか
- 4 拡張性…各基本機能システムの拡張性は良いか

## ○重点項目 (No.9～No.13)

機能性	利便性	操作性	拡張性	小計
10	10	5	5	30

## 評価事項

- 1 機能性…各基本機能システムの機能性は良いか
- 2 利便性…各基本機能システムの利便性は良いか
- 3 操作性…各基本機能システムの操作性は良いか
- 4 拡張性…各基本機能システムの拡張性は良いか

## ○重点項目 (No.14)

業務への影響	移行計画	体制	小計
10	5	5	20

## 評価事項

- 1 業務への影響…システム移行・切替時に業務に影響はないか
- 2 移行計画…システム移行・切替に対する計画（取組み、提案等）はあるか
- 3 体制…システム移行・切替に対する体制は整っているか

## ○重点項目 (No.15)

実績	手法	体制	小計
20	20	10	50

## 評価事項

- 1 実績…システム保守に対する実績はあるか
- 2 手法…具体的で優れた保守管理が示されているか
- 3 体制…システム保守に対する体制は整っているか

## ○重点項目 (No.16)

計画	手法	体制	小計
10	5	5	20

## 評価事項

- 1 計画…テスト実施に対する計画（進め方、提案等）はあるか
- 2 手法…具体的で優れたテスト手法が示されているか
- 3 体制…テスト実施に対する体制は整っているか

## ○重点項目 (No.17)

実績	手法	体制	小計
10	5	5	20

## 評価事項

- 1 実績…システム構築の管理実績があるか
- 2 手法…具体的で優れた管理手法が示されているか
- 3 体制…システム構築の管理体制が整っているか

## 長崎県南部海区漁業調整委員会指示

### 令和4年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号

長崎県南部海区における、動力船を使用するつりによるいかの採捕（長崎県漁業調整規則第4条に基づく小型いかつり漁業の許可を受けた場合を除く。以下同じ。）について漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和4年9月20日

長崎県南部海区漁業調整委員会会長 吉谷 均

#### 1. 採捕区域の制限内容

- (1) 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面においては、総トン数20トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。
- (2) 共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面においては4月1日から12月31日までの間、総トン数5トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。

#### 2. 集魚灯及び安定器の使用又は設備の制限内容

- (1) 使用する動力船1隻につき、集魚灯及び安定器の使用又は設備を次のとおり制限する。

ア 共同漁業権区域及びその外郭線から1海里以内の海面

消費電力の最高限度 3キロワット

（白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は1キロワット）

イ アの海面を除く最大高潮時海岸線から8海里以内の海面

消費電力の最高限度 9キロワット

（白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は3キロワット）

ウ ア及びイの海面を除く最大高潮時海岸線から12海里以内の海面

消費電力の最高限度 18キロワット

（白熱灯以外の集魚灯を使用する場合は6キロワット）

エ 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面を除く長崎県南部海区

電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット

設備できるソケット数の最高限度 59個

同時に使用できる電球数の最高限度 53個

オ 集魚灯にLED灯を使用又は設備する場合の電球数又はソケット数は、使用又は設備するLED灯の最大消費電力（kw）の総和を3で除し、得られた数値の小数点以下第1位を切り上げた数値とする。

- (2) 最大高潮時海岸線から12海里以内を除く長崎県南部海区において、集魚灯1個に用いる安定器は、消費電力の最高限度が3キロワット以内の集魚灯に適合したもの以外を使用してはならない。
- (3) 水中で使用する集魚灯を使用してはならない。

#### 3. 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年11月4日から令和9年11月3日までとする。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市榑島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト